

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案要綱

第一 刑事訴訟法の一部改正

一 被害者参加

1 被告事件の手續への被害者参加

(一) 裁判所は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつ及び強姦の罪、業務上過失致死傷等の罪、逮捕及び監禁の罪並びに略取、誘拐及び人身売買の罪等に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手續への参加の申出がある場合において、相当と認めるときは、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手續への参加を許すものとする。 (第二百十六条の三十三第一項関係)

(二) (一)の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならず、この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。 (同条第二項関係)

(三) 裁判所は、(一)の規定により被告事件の手續への参加を許された者(以下「被害者参加人」という。)が当該被告事件の被害者等又は当該被害者の法定代理人に該当しないことが明らかになったとき、罰条の撤回等により当該被告事件が(一)の罪に係るものに該当しなくなったとき、その他被告事件の手續への参加を認めることが相当でないと認めるときは、(一)の決定を取り消さなければならぬものとする。 (同条

第三項関係)

- (四) 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、公判期日に出席することができるものとする。 (第三百十六条の三十四第一項関係)
- (五) 公判期日は、これを被害者参加人に通知しなければならないものとする。 (同条第二項関係)
- (六) 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が多数である場合において、必要があると認めるときは、これらの者の全員又はその一部に対し、その中から、公判期日に出席する代表者を選定するよう求めることができるものとする。 (同条第三項関係)
- (七) 裁判所は、相当でないと認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができるものとする。 (同条第四項関係)
- (八) 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、当該被告事件についての刑事訴訟法の規定による検察官の権限の行使に関し、意見を述べることができるものとし、この場合において、検察官は、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じ、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明しなければならないものとする。 (第三百十六条の三十五関係)

2 証人の尋問

- (一) 裁判所は、証人を尋問する場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者がその証人を尋問することの申出があり、相当と認めるときは、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問す

ることを許すものとする。 (第二百十六条の三十六第一項関係)

- (二) (一)の申出は、検察官の尋問が終わった後(検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わった後)直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならず、この場合において、検察官は、当該事項について自ら尋問する場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。 (同条第二項関係)

- (三) 裁判長は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が(一)に規定する事項以外の事項にわたるときは、これを制限することができるものとする。 (同条第三項関係)

3 被告人に対する質問

- (一) 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者が被告人に対して質問を発することの申出があるときは、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が刑事訴訟法の規定による意見の陳述をするために必要があると認める場合であつて、相当と認めるときは、申出をした者が被告人に対してその質問を発することを許すものとする。 (第二百十六条の三十七第一項関係)

- (二) (一)の申出は、あらかじめ、質問をする事項を明らかにして、検察官にしなければならず、この場合において、検察官は、当該事項について自ら供述を求める場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。 (同条第二項関係)

- (三) 裁判長は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする質問が(一)に規定する意見の陳述をするために

必要がある事項に関係のない事項にわたるときは、これを制限することができるものとする。 (同条第三項関係)

4 証拠調べが終わった後における弁論としての意見陳述

(一) 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合において、相当と認めるときは、公判期日において、検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、申出をした者がその意見を陳述することを許すものとする。 (第三百十六条の三十八第一項関係)

(二) (一)の申出は、あらかじめ、陳述する意見の要旨を明らかにして、検察官にしなければならず、この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。 (同条第二項関係)

(三) 裁判長は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の意見の陳述が(一)に規定する範囲を超えるときは、これを制限することができるものとする。 (同条第三項関係)

(四) (一)の規定による陳述は、証拠とはならないものとする。 (同条第四項関係)

5 その他

(一) 裁判所は、被害者参加人が(四)の規定により公判期日に出席する場合において、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、相当と認める者を、被害者参加人に付き添わせることができるものとする。 (第三百十六条の三十九第一項関係)

(二) 裁判所は、被害者参加人が1の(四)の規定により公判期日に出席する場合において、被害者参加人が被告人の面前において在席、尋問、質問又は陳述をするときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、弁護士が出頭している場合に限り、被告人とその被害者参加人との間で、被告人から被害者参加人の状態を認識することができないようにするための措置を採ることが出来るものとする。 (同条第四項関係)

(三) 裁判所は、被害者参加人が1の(四)の規定により公判期日に出席する場合において、相当と認めるときは、傍聴人とその被害者参加人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることが出来るものとする。 (同条第五項関係)

二 犯罪被害者等に関する情報の保護

1 公開の法廷における性犯罪等の被害者の氏名等の秘匿

(一) 裁判所は、強姦罪等に係る事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があり、相当と認めるときは、被害者特定事項(氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。)を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとする。 (第二百九十条の二第一項関係)

(二) 裁判所は、(一)に定めるもののほか、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされる

おそれがあると認められる事件を取り扱う場合において、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとする。 (同条第三項関係)

(三) (一)又は(二)の決定があつたときは、起訴状の朗読及び証拠書類の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。 (第二百九十一条第二項及び第二百五十五条第三項関係)

(四) 裁判長は、(一)又は(二)の決定があつた場合において、訴訟関係人のする尋問(被告人の供述を求める行為を含む。)又は陳述が被害者特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができるものとする。 (第二百九十五条第三項関係)

2 証拠開示の際における被害者特定事項の秘匿の要請

検察官は、証拠開示に当たり、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が、被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができるものとする。 (第二百九十九条の三関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 民事訴訟法の一部改正

一 証人尋問

1 付添い

裁判長は、証人の年齢又は心身の状態その他の事情を考慮し、証人が尋問を受ける場合に著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判長若しくは当事者の尋問又は証人の陳述を妨げる等のおそれがないと認める者を、証人に付き添わせることができるものとする。 (第二百二条の二関係)

2 遮へいの措置

(一) 裁判長は、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係（証人がこれらの者が行った犯罪により害を被った者であることを含む。3において同じ。）その他の事情により、証人が当事者本人又はその法定代理人の面前において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、その当事者本人又は法定代理人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができるものとする。 (第二百二条の二第一項関係)

(二) 裁判長は、事案の性質、証人が犯罪により害を被った者であること、証人の年齢、心身の状態又は名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができるものとする。 (同条第二項関係)

3 ビデオリンク方式による尋問

裁判所は、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあるものと認める場合であつて、相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができると認める方法によつて、証人の尋問をすることができるものとする。 (第二百四条関係)

二 当事者尋問

当事者本人尋問及び法定代理人尋問についても、一と同様とするものとする。 (第二百十条及び第二百一条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(以下「犯罪被害者等保護法」という。)の一部改正

一 公判記録の閲覧及び謄写

1 要件の緩和

刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の

訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び相当でないとする場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。 (第三条第一項関係)

2 対象者の拡充

刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、被告人若しくは共犯により被告事件に係る犯罪行為と同様の態様で継続的に若しくは反復して行われたこれと同一若しくは同種の罪の犯罪行為の被害者等又はその委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合であって、相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができるものとする。 (第三条の二第一項関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 犯罪被害者等保護法の一部改正

一 題名

法律の題名を、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」と改めるものとする。

二 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例

1 損害賠償命令の申立て等

(一) 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつ及び強姦の罪、逮捕及び監禁の罪並びに略取、誘

- 拐及び人身売買の罪等に係る刑事被告事件の被害者等は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができるものとする。（第九条第一項関係）
- (二) 損害賠償命令の申立ては、請求の趣旨及び刑事被告事件に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足りる事実を記載した書面を提出してしなければならないものとする。（同条第二項関係）
- (三) 裁判所は、(二)の書面の提出を受けたときは、(五)の(1)により損害賠償命令の申立てを却下する場合を除き、当該書面を申立ての相手方である被告人に送達しなければならないものとする。（第十条関係）
- (四) 損害賠償命令の申立てについての審理及び裁判は、刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでは、これを行わないものとする。（第十二条第一項関係）
- (五) 裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならないものとする。（第十三条関係）
- (1) 損害賠償命令の申立てが不合法であると認めるとき。
 - (2) 刑事訴訟法第四条等の決定により、刑事被告事件が地方裁判所以外の裁判所に係属することとなったとき。
 - (3) 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百二十九条等の判決又は同法第三百三十九条等の決定があった

とき。

(4) 刑事被告事件について、有罪の言渡しがあつた場合において、当該言渡しに係る罪が(一)の罪に該当しないとき。

2 審理及び裁判等

(一) 損害賠償命令の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないですることができるものとし、口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができるものとする。 (第十五条関係)

(二) 刑事被告事件について有罪の言渡しがあつた場合には、裁判所は、直ちに、損害賠償命令の申立てについての審理のための期日(以下「審理期日」という。)を開かなければならないものとし、ただし、直ちに審理期日を開くことが相当でないと認めるときは、裁判長は、速やかに、最初の審理期日を定めなければならないものとする。 (第十六条第一項関係)

(三) 審理期日には、当事者を呼び出さなければならないものとする。 (同条第二項関係)

(四) 損害賠償命令の申立てについては、特別の事情がある場合を除き、四回以内の審理期日において、審理を終結しなければならないものとする。 (同条第三項関係)

(五) 裁判所は、最初の審理期日において、刑事被告事件の訴訟記録のうち必要でないと認めるものを除き、その取調べをしなければならないものとする。 (同条第四項関係)

(六) 損害賠償命令の申立てについての裁判は、主文、請求の趣旨、当事者の主張の要旨、理由の要旨等を記載

した決定書を作成して、これを当事者に送達しなければならないものとする。 (第十八条第一項及び第三項関係)

(七) 損害賠償命令については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができるものとする。 (同条第二項関係)

(八) 裁判所は、相当と認めるときは、決定書の作成に代えて、当事者が出頭する審理期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、損害賠償命令の申立てについての裁判を行うことができるものとする。 (同条第四項関係)

3 異議等

- (一) 当事者は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対し、2の(六)の送達又は2の(八)の告知を受けた日から二週間の不変期間内に、裁判所に異議の申立てをすることができるものとする。 (第十九条第一項関係)
- (二) 適法な異議の申立てがあったときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、仮執行の宣言を付したものを除き、その効力を失うものとし、適法な異議の申立てがないときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、確定判決と同一の効力を有するものとする。 (同条第四項及び第五項関係)
- (三) 適法な異議の申立てがあったときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地 (その指定がないときは、当該申立ての相手方で

ある被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があつたものとみなすものとする。（第二十条第一項関係）

- (四) (三)の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、2の(五)の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録中、関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他(三)に規定する地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならぬものとし、裁判所書記官は、当該地方裁判所又は簡易裁判所の裁判所書記官に対し、損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）の記録（裁判所が特定したものを除く。）を送付しなければならないものとする。（第二十一条第一項及び第二項関係）

- (五) (四)の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法第二百十九条の規定にかかわらず、書証とすべきものを特定することによりすることができるとすること。（第二十一条関係）

4 民事訴訟手続への移行

- (一) 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため2の(四)の規定するところにより審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができるものとする。（第二十四条第一項関係）
- (二) 次の(1)又は(2)に掲げる場合には、裁判所は、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をしなければならぬ

いものとする。こと。(同条第二項関係)

(1) 刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでに、申立人から、損害賠償命令の申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があったとき。

(2) 損害賠償命令の申立てについての裁判の告知があるまでに、当事者から、当該申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があり、かつ、これについて相手方の同意があつたとき。

(三) 3の(三)から(五)までの規定は、(一)又は(二)の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用するものとする。こと。(同条第四項関係)

5 補則

(一) 損害賠償命令事件の記録の閲覧等について、所要の規定の整備を行うこと。(第二十五条関係)

(二) 特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法の規定を準用するものとする。こと。(第二十六条関係)

三 雑則

損害賠償命令事件に関する手続の手数料等について、所要の規定の整備を行うこと。(第二十八条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 附則

- 一 この法律の施行期日について定めること。（附則第一条関係）
- 二 この法律の施行に関し必要な調整規定及び経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第二条から第八条まで関係）